

2023年9月吉日

お客さま各位

青梅信用金庫

## インボイス制度に向けた当金庫の対応について

2023年（令和5年）10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

青梅信用金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまがお取引にあたって当金庫に対して各種手数料をお支払いいただいた場合、お客さまに適格請求書を発行できるよう準備を進めております。

ご依頼によりお渡しする適格請求書は、お取り扱いごとに異なりますが、現時点における対応状況を以下のとおりご案内させていただきます。

記

### 1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号について

登録番号：T4013105001131

⇒[国税庁 適格請求書発行事業者公表サイト](#)からもご確認いただけます。

### 2. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

- (1) 営業店窓口等で各種手数料（証明書発行手数料、硬貨取扱手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「手数料領収書」を発行いたします。
- (2) 営業店窓口にて備付けの振込依頼書をご利用いただいて振込を実施した場合などは、各種伝票に複写式となっている「手数料受取書」をインボイスとしてご利用いただけます。新しい振込依頼書は準備でき次第、店頭で配布を開始いたします。
- (3) 既にお客さまが現行の振込伝票等の用紙をお手元にお持ちの場合は、インボイス制度開始以降は窓口備付けの新しい伝票をご利用いただきますようお願い申し上げます。

### 3. 自動振替でお支払いいただいている各種手数料について

預金口座より自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料や、預金口座に紐づく処理により当金庫がいただいた各種手数料につきましては、お客さまのご依頼に基づき、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を作成のうえ交付いたします。発行対象期間は2023年10月1日からとなります。

- (1) 「インボイス管理票」につきましては、お客さまからお取引店の窓口にてご提出いただく「インボイス発行依頼書」により、お客さまがご指定された期間分（月単位、期間1年以内）を集計し発行をいたします。

※「インボイス管理票」の発行対象期間は、お客さまの発行ご依頼日からさかのぼり最大で14カ月までのお取引となりますのでご理解をお願いいたします。

- (2) 都度発行による「インボイス管理票」にかかる交付手数料は、当面の間無料としております。
- (3) 口座振替の方法でお支払いいただいている手数料のうち、一部の手数は「インボイス管理票」に掲載されませんので、お客さまのご依頼に基づき、別途お客さまにインボイス要件を満たした書面を交付するなどの対応を順次実施してまいります。

### 4. ATMでのお取引について

ATMでのお取引につきましては、発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当します。

したがって、ATMから出力される「ご利用明細」については、インボイス制度に対応する様式改正、並びにインボイスの発行対応は致しかねますので、ご了承ください。なお、「ご利用明細」がお客さま控えとなりますので大切に保管して下さい。

※ご不明な点につきまして、詳しくはお取引の窓口までお申し出下さい。

※税務上のお取り扱いにつきましては、顧問税理士等にご相談下さい。

以上